



平成 24 年 7 月 4 日

各 位

会 社 名：株式会社エイブル&パートナーズ
代表者名：代表取締役社長 平田 竜史
(コード番号：3272)
問合せ先：秘書室 室長 河瀬 和彦
(TEL：03-5770-2602)

定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得等に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び当社による全部取得条項付種類株式（下記「1. I（1）変更の理由②」において定義いたします。）の取得について、平成 24 年 7 月 30 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社普通株式全部取得手続きのための定款一部変更

I 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）

（1）変更の理由

平成24年4月13日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「平成24年4月13日付当社プレスリリース」といいます。）及び同5月31日付当社プレスリリース「株式会社ACコーポレーションによる当社普通株式等に対する公開買付けの結果及び親会社等の異動に関するお知らせ」等にてお知らせしておりますとおり、株式会社ACコーポレーション（以下「ACコーポレーション」といいます。）は、平成24年4月16日から同5月30日まで当社の普通株式及び新株予約権を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、ACコーポレーションは同6月6日の決済開始日をもって、当社普通株式53,069,236株（平成24年5月31日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合：71.25%）及び新株予約権7,244個（目的となる普通株式の数の合計763,400株）を所有するに至っております。また、当社の代表取締役会長兼CEOであり、ACコーポレーションの代表取締役である佐藤茂氏は、当社普通株式17,849,400株（平成24年5月31日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合：23.96%）を所有しております。

平成24年4月13日付ACコーポレーションのプレスリリース「株式会社エイブル&パートナーズ株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、佐藤茂氏は、当社の中核事業である不動産賃貸事業を取り巻く経営環境は、人口の減少や長引く景気低迷、競合他社間での競争激化等により、一層厳しさを増すことが見込まれている中で、これらの外部環境に左右されず、原点回帰を志向するためには、中核事業の更なる抜本的改革及び新たな取り組みへの一層の強化が不可欠であると考えており、その方法論として当社普通株式を非公開化することが、一般の株主の皆様を経営戦略の抜本的見直しにより生じ得る多大なリスクが及ぶことを回避しつつ、投下資本の回収機会を提供し、また、上場維持に伴う様々なコストを削減しつつ、当社の資本をACコーポレーション中心に再構成し、迅速かつ果敢な経営判断を行うことで、短期的な経営成績の変動に左右されることなく長期安定的な企業価値の維持・向上の機会を確保し、激化する競合他社との競争に負けない

競争力の強化及び中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を実施するために最も有効な手段であるという結論に至ったとのことです。

一方、当社といたしましても、平成24年4月13日付当社プレスリリースにてお知らせしておりますとおり、第三者算定機関であるバークレイズ・キャピタル証券株式会社（現バークレイズ証券株式会社）から得た当社の株式価値算定書及び当社の株式価値に係る内容説明、リーガル・アドバイザーであるヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所からの本公開買付けを含む一連の取引に係る意思決定等に関する助言、並びに当社取締役会の諮問機関である第三者委員会から提出された答申書等を踏まえ、慎重に協議及び検討を行った結果、当社普通株式の非公開化は、当社の株主の皆様が当社の中核事業の再構築によるリスクが及ぶことを回避しつつ、ACコーポレーションから提案のあった抜本的かつ機動的な経営戦略の実現による当社の中長期的な企業価値の向上に向けられた経営施策を実施していくことが、当社の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、当社にとって最善の選択肢であるとともに、当社の株主の皆様に対して合理的な売却機会を提供するものであると判断するに至りました。

このため、当社は、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、ACコーポレーションの要請に基づき、当社普通株式の非公開化のため、以下の①から③の方法（以下「本定款一部変更等」と総称します。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、「定款一部変更の件-1」の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じとします。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付種類株式」といいます）。なお、全部取得条項付種類株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全部（当社が所有する自己株式を除きます。以下同じとします。）を取得する場合において、全部取得条項付種類株式1株と引換えに、A種種類株式を17,849,400分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付種類株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付種類株式の株主の皆様（当社を除きます。以下同じとします。）に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付種類株式1株と引換えに、A種種類株式を17,849,400分の1株の割合をもって交付いたします。なお、ACコーポレーション及び佐藤茂氏を除く株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をACコーポレーションに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付種類株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付種類株式の数に580円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。））を乗じた金額に相当する金銭が株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もありません。

「定款一部変更の件-1」は、本定款一部変更等のうち上記①を実施するものです。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。また、現行定款第7条におきまして、これまで当社は、事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定しておりましたが、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、「定款一部変更の件-1」で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするための変更を行うものです。

なお、「定款一部変更の件-1」に係る定款変更は、「定款一部変更の件-1」に係る議案が本臨時株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 330,000,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 330,000,000株とし、<u>このうち、普通株式の発行可能種類株式総数は329,999,990株、第6条の2に定める内容の株式(以下「A種種類株式」という。)の発行可能種類株式総数は10株とする。</u></p> <p><u>(A種種類株式)</u></p> <p>第6条の2 当社の残余財産を分配するとき <u>は、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の<u>普通株式の</u>単元株式数は、100株とし、<u>A種種類株式の</u>単元株式数は1株とする。</p>

(新設)	(種類株主総会)
	<u>第 19 条の 2 第 15 条、第 16 条、第 18 条及び第 19 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2 第 17 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>3 第 17 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>

II 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件-2」は、「定款一部変更の件-1」でご説明しております本定款一部変更等のうち上記②を実施するものであり、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付種類株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付種類株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付種類株式 1 株と引換えに「定款一部変更の件-1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となる A 種種類株式を 17,849,400 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が臨時株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全部を取得した場合には、前述のとおり、AC コーポレーション及び佐藤茂氏を除く株主の皆様に対して交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

なお、「定款一部変更の件-2」については、会社法第 116 条及び第 117 条の規定により、少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定である (i) 株式買取請求権を行使することができます。また、後述のとおり、「全部取得条項付種類株式の取得の件」において全部取得条項付種類株式の全部の取得が決議された場合には、会社法第 172 条第 1 項に掲げられる要件を満たす株主の皆様は、(ii) 会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことが可能となります。ただし、(i) の買取請求については、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」ないし「全部取得条項付種類株式の取得の件」に係る議案が全て原案どおり承認可決された場合、本定款一部変更等のうち上記③の効力が発生することに伴い、会社法第 117 条第 2 項に基づく申立てが、申立適格の喪失により不適法となる可能性がありますので、権利行使に際してはご留意いただく必要があります。

また、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において、「定款一部変更の件-1」及び「全部取得条項付種類株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに普通株主による種類株主総会において、「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものいたします。なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生日は、平成 24 年 9 月 5 日いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

「定款一部変更の件-1」に係る変更後の定款	追加変更案
(新 設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第6条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u> <u>2 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を17,849,400分の1株の割合をもって交付する。</u>

2. 全部取得条項付種類株式の取得の件（「全部取得条項付種類株式の取得の件」）

I 全部取得条項付種類株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件-1」でご説明しておりますとおり、当社としては、当社普通株式の非公開化は、当社の株主の皆様当社の中核事業の再構築によるリスクが及ぶことを回避しつつ、ACコーポレーションから提案のあった抜本的かつ機動的な経営戦略の実現による当社の中長期的な企業価値の向上に向けられた経営施策を実施していくことが、当社の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、当社にとって最善の選択肢であるとともに、当社の株主の皆様に対して合理的な売却機会を提供するものであるとの結論に達したことから、本定款一部変更等を実施することといたしました。

「全部取得条項付種類株式の取得の件」は、「定款一部変更の件-1」でご説明しております本定款一部変更等のうち上記③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付種類株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件-1」による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、全部取得条項付種類株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付種類株式1株と引換えに、A種種類株式を17,849,400分の1株の割合をもって交付いたします。また、ACコーポレーション及び佐藤茂氏を除く株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

株主の皆様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数については、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をACコーポレーションに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格については、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付種類株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付種類株式の数に本公開買付価格と同額である580円を乗じた金額に相当する金銭が株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

なお、会社法第172条第1項に掲げられる要件を満たす株主の皆様は、「全部取得条項付種類株式の取得の件」において全部取得条項付種類株式の全部の取得が決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことが

可能となります。

II 全部取得条項付種類株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項
会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記（2）において定めます。）において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付種類株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付種類株式 1 株の取得と引換えに、A 種種類株式を 17,849,400 分の 1 株の割合をもって交付するものといたします。

(2) 取得日

平成 24 年 9 月 5 日といたします。

(3) その他

「全部取得条項付種類株式の取得の件」に係る全部取得条項付種類株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」に係る議案が原案どおり承認可決されること、普通株主による種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

III 上場廃止

当社普通株式は、本日現在、大阪証券取引所ジャスダック市場（以下「JASDAQ」といいます。）に上場されておりますが、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」及び「全部取得条項付種類株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、JASDAQ の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 24 年 7 月 30 日から同 8 月 30 日まで整理銘柄に指定された後、平成 24 年 8 月 31 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を JASDAQ において取引することはできません。

3. 当社普通株式全部取得手続きの日程の概要（予定）

当社普通株式全部取得手続きの日程の概略（予定）は以下のとおりです。

本種類株主総会の基準日公告	平成 24 年 6 月 1 日（金）
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成 24 年 6 月 15 日（金）
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 24 年 7 月 4 日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成 24 年 7 月 30 日（月）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-1」）の効力発生日	平成 24 年 7 月 30 日（月）
当社普通株式の JASDAQ における整理銘柄への指定	平成 24 年 7 月 30 日（月）
当社普通株式の JASDAQ における売買最終日	平成 24 年 8 月 30 日（木）
当社普通株式の JASDAQ における上場廃止日	平成 24 年 8 月 31 日（金）
全部取得条項付種類株式の取得及び A 種種類株式交付に係る基準日	平成 24 年 9 月 4 日（火）
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-2」）の効力発生日	平成 24 年 9 月 5 日（水）
全部取得条項付種類株式の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日	平成 24 年 9 月 5 日（水）

4. 支配株主との取引等に関する事項

上記2. IIに記載の全部取得条項付種類株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。当社は、平成24年2月27日に改定したコーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に記載のとおり、当社の事業運営上の独立性を確保するため、本取引について、以下の対応を行っております。

すなわち、当社は、上記1. II（1）及び2. Iに記載のとおり、A種種類株式の売却後に株主の皆様へ交付される金額については、必要となる裁判所の許可が予定どおりに得られた場合には、別途定める基準日（平成24年9月4日とすることを予定しております。）において全部取得条項付種類株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付種類株式の数に本公開買付価格と同額である580円を乗じた金額に相当する金銭となるように設定することを予定しております。

ACコーポレーションが当社を非公開化する取引の一環をなす本公開買付け及び当社普通株式全部取得手続きの公正性を担保するための措置（公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を含みます。）として、当社は、平成24年4月13日発表の当社プレスリリースの「2.（5）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引について、以下の対応を行っております。

また、当社は、平成24年4月13日付当社プレスリリースの「2.（5）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の「③当社における第三者委員会による検討」に記載のとおり、本取引に関し独立性を有する当社社外取締役である渡邊光誠氏（委員長、弁護士）、本取引に関し独立性を有する岡正晶氏（弁護士）及び本取引に関し独立性を有する千島亮人氏（公開会計士）の3名からなる第三者委員会より、平成24年4月13日付で、本公開買付けを含む本取引について、本公開買付けを含む本取引に関する交渉過程その他の手続きが公正であると認められること、本取引の対価が公正かつ妥当であると認められること、本公開買付けを含む本取引に関する決議を行うことは当社の少数株主にとって不利益なものではないと思料する旨の本意見を入手しております。

また、当社の代表取締役会長兼CEOである佐藤茂氏は、ACコーポレーションの代表取締役を兼務しているため、本取引について当社との間で利益が相反するものと認められることに鑑み、本日開催の当社取締役会における本取引に関する議案の審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場においてACコーポレーションとの協議及び交渉は一切参加しておりません。なお、上記取締役会における本件取得に関する議案については、参加した取締役の全員一致により決議しており、上記取締役会には、当社監査役全員が審議に参加し、参加した監査役全員が、取締役会が上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

当社取締役会は、以上を踏まえ、本件取得は上記方針に適合しており、少数株主にとって不利益なものではないと判断しております。

なお、平成24年2月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社は、法令や社内規程に基づき、必要に応じて取締役会で決議し、支配株主との取引等実施を決定して参ります。また、当該取引について、監査役や内部監査部門が監査を行うことにより、適正な取引が行われているかを監視し、当社ひいては少数株主の利益を害することを防止して参ります。支配株主との取引等に関する水準の決定については、外部の専門家の意見を踏まえ、市場価格を勘案した一般的な取引と同等の条件といたします。」

以上